

岐阜県立飛驒吉城特別支援学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第13条を受け、当校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

法【第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・当校は、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態に真摯に対処する。

(2) いじめの具体的な態様

当校は、以下のものをいじめの具体的な態様として捉える。

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる（けんかやふざけ合いを含む）
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- ◆その他すべての心理的又は物理的な人権侵害行為をいじめとして捉える。

(3) 学校の基本姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題として捉え、「いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周辺の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されない」行為であるという意識、いじめが刑事罰の対象となり得る等のいじめの法律上の取り扱いについて、児童生徒一人一人に理解できるように指導し、徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・安心して学校生活を楽しむことができる状況づくりを進め、児童生徒一人一人が自己表現できるようにすることで、児童生徒相互のより良い人間関係づくりを推進する。

- ・教職員は、発達障がいを含む障がいのある児童生徒、外国につながる児童生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒及び被災児童生徒の状況が、いじめが生まれる背景にある可能性があることを十分認識した上で、指導、支援を行う。
- ・いじめ問題は解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導や支援を行う。

2 いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法【第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

◇当校は、次のような組織を設置する。

[組織の名称]

飛驒吉城特別支援学校いじめ防止等対策検討会議

[組織の構成員]

- ・第三者…外部専門家（弁護士、臨床心理士）、地域代表（学校運営協議会等）、保護者代表（PTA会長等）
- ・学校関係者…校長、教頭、小中学部主事、高等部主事、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、教育相談担当者、関係学級担任等

※校長が会を司る。会務は生徒指導主事が担当する。

[組織の運営]

- ・年2回（6月・1月）いじめ防止等対策検討会議を開催する。
 - 第1回：学校の現状と基本方針の確認をするとともに、年間計画を確認する。
 - 第2回：学校の現状の報告を行い、成果と課題を整理し、次年度の基本方針の見直しに生かす。
- ・重大事態発生時には、速やかにいじめ対策検討会議を開催し、事態の対応に当たる。

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、すべての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・地域の教育的資源を活用した体験的な学習を実施することで、豊かな情操や道徳心を育む。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・外部評価を実施し、いじめ基本方針に基づく自校の教育活動の点検及び見直しを実施する。
- ・教職員の資質向上及び人権意識向上を図るべく、管理職による定期的な自己啓発面談や職員研修会を実施する。

【生活支援部】

- ・各部及び教育相談担当者、保健室と連携を密にして、児童生徒に関する情報収集に努めるとともに心配な児童生徒については早い段階で家庭に連絡（電話又は訪問）をする。
- ・学校生活に関するアンケートを実施し、情報収集に努める。
- ・教育相談週間を設定し、中学部と高等部において個人面談を実施して、生徒の話をじっくり

り聴く機会を設ける。

- ・教育相談担当者を置いていることや校外の相談窓口について、文書で定期的に応報する。
- ・情報モラルに関する指導を計画、実施する(必要に応じて外部講師による講話を計画)。
- ・外部機関(警察、子ども相談センター、市役所福祉課等)と定期的に応報連携を図る。
- ・MS、MS Jリーダーズ活動等ボランティア活動を推進し、自己有用感や自己肯定感を育み、社会の一員としての自覚を醸成する。
- ・ホームルーム活動や児童生徒会活動を通して、人間として望ましい在り方・生き方を考え、互いに尊重し合う態度を養う。
- ・部活動に自主的、積極的に取り組み、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としての意識の高揚を図る。
- ・全校集会(ひだまり集会)において、児童生徒同士が遊びやゲーム等を行い交流する機会を設け、児童生徒同士が互いのよさに気付けるようにする。

【教務部】

- ・授業規律の確立を図り、学習環境を定期的に点検・整備する。
- ・「個別の教育支援計画」の活用を推進し、保護者と共通理解を図りながら児童生徒の短期的支援及び長期的支援に役立てる。
- ・学校間交流や居住地校交流を推進し、児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養いながら社会性や豊かな人間性を育む。

【研修部】

- ・研究プロジェクトチームを組織して校内研究を推進し、全校または部等の単位で研究会を定期的に行き、児童生徒の願う姿をめざした研究実践を推進する。
- ・人権教育を推進し、児童生徒、保護者及び教職員による「認め合い」の啓発活動HYスマイルプロジェクトを実施し、正しい人権感覚を育む。

【進路渉外部】

- ・進路実現に向けて段階的に各種情報を提供し、目的意識がもてるように指導する。
- ・現場実習や校内作業学習、社会体験学習等を通して、望ましい勤労観・職業観を育成する。
- ・PTA役員会やPTA総会等において、基本方針や取組状況を説明する。

【保健安全部】

- ・保健室による各種健康管理活動を通して、生命尊重の意識の高揚を図る。
- ・保健室利用者に対して、身体的な健康管理指導だけでなく、心の相談活動も推進する。

(3) いじめ防止プログラム(取組年間計画)

月	行事	目的	取組内容
4	職員会・PTA総会 児童生徒共通理解 ※年間を通して部会等で適宜実施 支援会議(年間をとおして必要時に実施) カウンセラー来校	・周知徹底 ・共通理解 ・対策協議	・教職員・保護者に基本方針の説明 ・気になる児童生徒についての情報交換、支援や対応の検討、共通理解 ・前年度、行動に問題がみられる生徒への支援策の検討・引継ぎ
	個別の懇談週間(保護者と担任)	・指導助言	・家庭との情報連携及び家庭生活状況の確

		・実態把握 共通理解	認、個別の教育支援計画・個別の指導計画 について確認
5	スクールカウンセラー来校 校外の相談窓口の案内 第1回学校生活に関するアンケート 教育相談週間（下旬）	・指導助言 ・情報提供 ・実態調査 ・実態調査 ・直接支援	・児童生徒の状態把握や支援について ・生徒・保護者向けに相談窓口の案内（文書の配付） ・児童生徒の実態に応じた方法で全校児童生徒対象に実施 ・担任と生徒との二者面談（中学部・高等部生徒の実態に応じて）
6	第1回いじめ防止等対策検討会議 スクールカウンセラー来校 校内いじめ防止についての職員研修	・協議 共通理解 ・直接支援 ・周知徹底	・現状の確認、基本方針の検討、年間計画の確認 ・児童生徒の状態把握や支援について ・関係法の開設、基本方針等の確認
7	個別の支援検討会 スクールカウンセラーによる研修	・直接支援 ・課題検討 共通理解 ・資質向上	・児童生徒の支援の内容や方法等について 共通理解を図る。 ・全職員対象に実施
8 ・ 9	部会の中で スクールカウンセラー来校	・情報共有 ・直接支援	・気になる児童生徒についての情報交換を したり、支援経過についての共通理解を図 ったりする。 ・児童生徒の状態把握や支援について
10	HYスマイルプロジェクト ※年間通して実施及び学校祭 スクールカウンセラー来校	・直接支援 ・直接支援	・年間を通して、児童生徒相互の良いこと 見付けを実施し、人権意識を高める。 ・ひだまり祭で優しい言葉かけ運動を実 施。 ・児童生徒の状態把握や支援について
11	第2回学校生活に関するアンケート 教育相談週間（上旬） スクールカウンセラー来校	・実態把握 調査 ・情報収集 ・直接支援	・児童生徒の実態に応じた方法で全校児童 生徒対象に実施 ・担任と生徒との二者面談（中学部・高等 部生徒の実態に応じて） ・児童生徒の状態把握や支援について
12	スクールカウンセラー来校	・直接支援	・児童生徒の状態把握や支援について
1	部会の中で スクールカウンセラー来校	・情報共有 ・直接支援	・気になる児童生徒についての情報交換。 支援経過についての共通理解。 ・児童生徒の状態把握や支援について
	第2回いじめ防止等対策検討会議	・報告 ・次年度課 題	・状況報告および次年度に向けた課題の確 認
2	第3回学校生活に関するアンケート 教育相談週間（上旬） スクールカウンセラー来校	・実態調査 ・情報収集 ・直接支援	・児童生徒の実態に応じた方法で全校児童 生徒対象に実施 ・児童生徒の状態把握や支援について
3	部会の中で	・情報共有	・次年度に向けての課題確認

※県教委が、年3回いじめ調査を実施（7月、12月、3月） ※SC来校日は適宜調整する

3 いじめ問題発生時の対処（早期発見・事案対処マニュアル）

（1）早期発見・早期対応

教職員は、いじめの定義に当たる、あるいは疑われる態様を発見した場合、速やかに学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的に対応につなげなければならない。

（2）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

[対応する組織]

- ・いじめ防止等対策検討委員会、及び部会

※いじめ防止等対策検討委員会の構成員は、校長、教頭、小中学部主事、高等部主事、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、教育相談担当者、関係学級担任等とする。

[対応手順]

- ・被害児童生徒、加害児童生徒の事実関係の把握（複数の教員が個別に聴き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・保護者への説明（事実関係、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・被害児童生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害児童生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・県教委への連絡と経過説明（校長が責任をもって県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該児童生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

（3）「重大事態」と判断された時の対応

[いじめ重大事態とは]

- ・重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義されている（いじめ法第28条第1項）。

[対応手順]

- ・いじめ防止等対策検討会議を開催する（必要な場合には専門的な第三者を加える。）。
※構成員は、重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、公平性、中立性の保持に努める。
※第三者の派遣については、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。
- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体によるものかの判断を仰ぐ。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

[事実関係を明確にするための調査実施にあたっての留意事項]

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携し、実施方法や内容等について指示を仰ぐ。
- ・児童生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由にして説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を迅速に調査し、網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合な事実があったとしても、真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・児童生徒への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童生徒及び保護者に説明する等の対応をする。

- ・調査結果は県教委に報告する。
- ・調査結果から明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。
- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(4) いじめが解消している判断

「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策組織の判断で、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

4 資料の保管

アンケートの質問票原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告は指導要録との並びで保存期間を5年とする。

策定日	平成26年	4月1日
改定日	平成31年	4月1日
改定日	令和2年	4月1日
改定日	令和3年	4月1日
改定日	令和4年	4月1日
改定日	令和5年	4月1日